

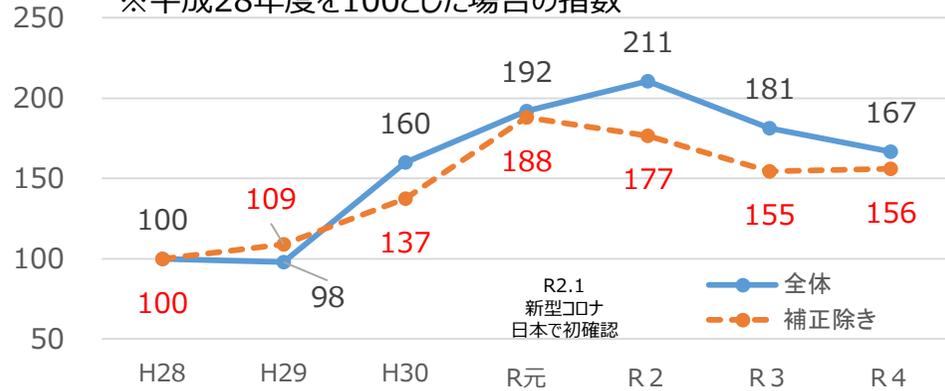
速やかな繰越手続きについて（1）

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準

※平成28年度を100とした場合の指数



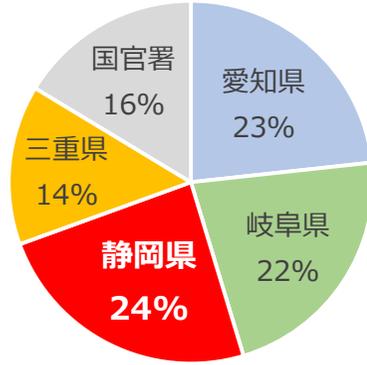
②R4年度 繰越申請の年度末処理の状況

⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）

＜箇所数＞
月別申請箇所数（令和4年度、補正含む）



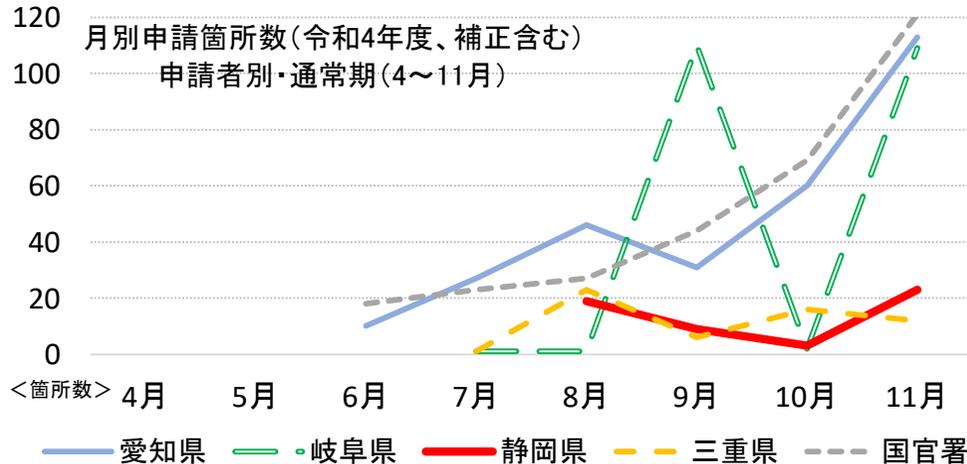
＜官署別シェア＞



③R4年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 年度前半は申請が少なく、申請者毎に申請開始時期に差がある

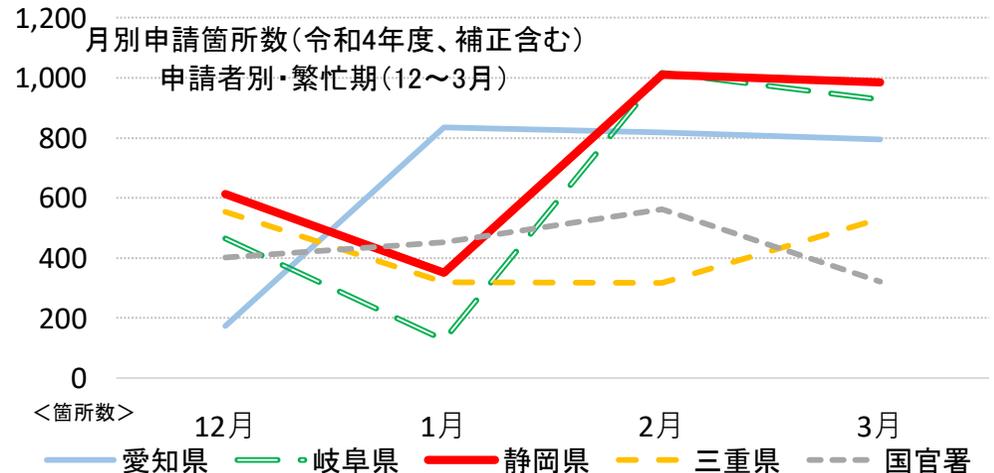
月別申請箇所数（令和4年度、補正含む）
申請者別・通常期（4～11月）



④R4年度 繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

⇒ 1月より12月の申請が多い。2～3月に申請が集中する傾向

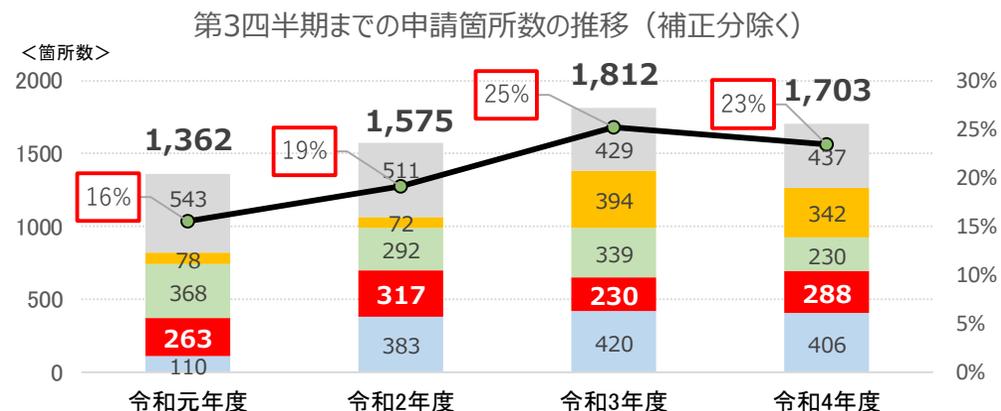
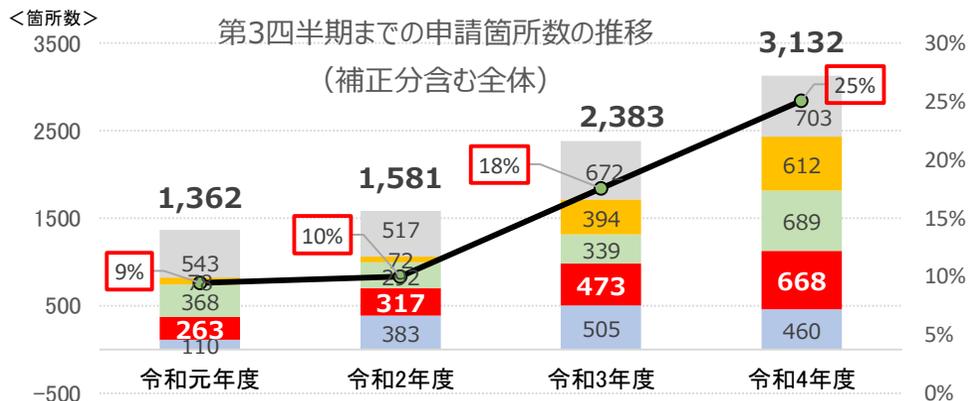
月別申請箇所数（令和4年度、補正含む）
申請者別・繁忙期（12～3月）



速やかな繰越手続きについて (2)

⑤R4年度 速やかな繰越手続き (第3四半期までの申請) の状況 (直近4か年)

⇒ 第3四半期まで (年内) の繰越申請数は年々増加 (但し、前ページ②のとおり、その内7割が12月に集中)



● 愛知県 ● 静岡県 ● 岐阜県 ● 三重県 ● 国官署 ● 処理割合

※ 処理割合 = 第3四半期までの申請箇所数 / 当該年度の年間申請箇所数

⑥補正予算への対応について

⇒ 補正予算の成立時期が繰越申請時期にも影響

令和4年度は12月2日に成立したことにより、年内の補正分の繰越申請が急増

↓
補正分の申請が始まると、担当職員の事務負担が増加

↓
早期に繰越事由が発生している通常分の繰越しは、補正予算の成立前に申請を行うのが望ましい

○直近の秋冬の補正予算成立日

R元 補正：令和2年 1月30日

R2 3次補正：令和3年 1月28日

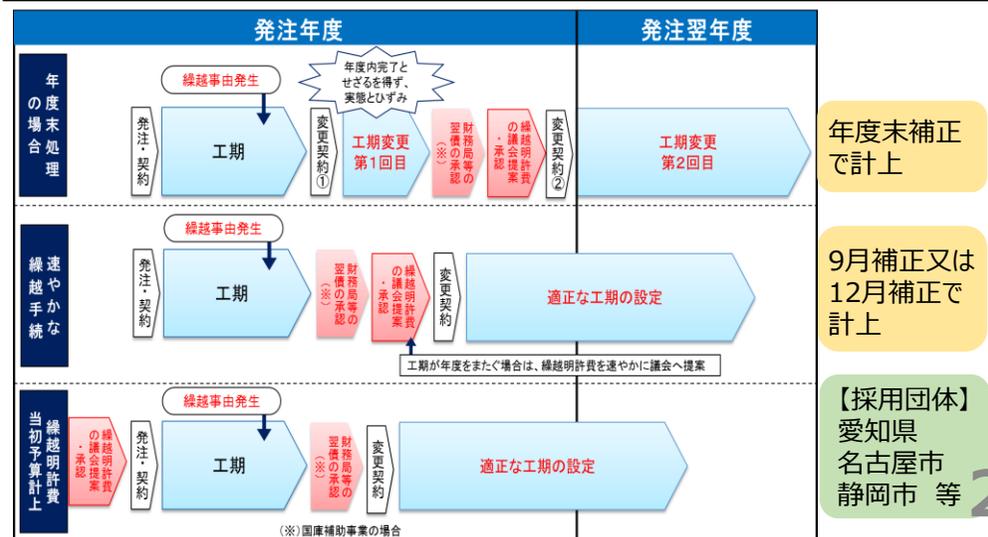
R3 補正：令和3年12月20日

R4 2次補正：令和4年12月 2日

○12月の補正分の申請件数

R3 571箇所 / R4 1,429箇所

⑦繰越明許費の計上について



繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①申請書類や事例集の掲載 (東海財務局HP)

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越ガイドブック(財務本省へのリンク)に加えて、東海財務局オリジナルの事例集や箇所別調書などの申請書類の様式も掲載。

※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査 > 歳出予算の繰越し

令和4年6月に、繰越手続事例集を改訂。



②メルマガ「くりこし通信」の発行及び繰越説明会の模様のYouTube配信

- 国官署機関や地方公共団体の担当者へ繰越制度に関する情報などをお知らせする、**メルマガ「くりこし通信」**を原則、毎月提供。
- 繰越説明会の模様を各地方公共団体等の担当者の振り返りのためなどにご活用いただくため、**YouTubeにて期間限定で限定公開中。**

【配信内容】 第1回 繰越説明会 初任者編
(URLは「くりこし通信」6、7月号にて案内)

③新型コロナへの対応について

令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴って、歳出予算を翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、以下のとおり、弾力的な対応を実施。

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす

また、令和4年度における新型コロナ関連の事故繰越手続についても、令和3年度に引き続き、簡素化措置を実施。
(令和4年11月9日事務連絡)

⇒ **令和5年度の取扱いについては、現時点で未定**